議案第８６号

渋谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年１１月２６日

渋谷区長　　長　谷　部　　健

渋谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　渋谷区長等の給料等に関する条例（昭和２３年渋谷区条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第６条中「１００分の２０５」を「１００分の２１０」に改める。

別表第１中「１１２万３，３００円」を「１１６万４００円」に、「９１万８，１００円」を「９４万８，４００円」に改める。

第２条　渋谷区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第１条中「別表第１」を「別表」に改める。

第２条第２項中「種類」を「種目」に改め、同条第３項中「別表第２に定めるものを除き、旅費条例」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第３０６号）」に、「職員」を「指定職職員等」に改める。

第６条中「１００分の２１０」を「１００分の２０７．５」に改め、同条第１号及び第３号中「別表第１」を「別表」に改める。

別表第２を削り、別表第１を別表とする。

附　則

１　この条例中第１条の規定は令和７年１２月１日から、第２条の規定は令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の第２条の規定は、令和８年４月１日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（説明）

区長等の給料の額の改定等を行うため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。